

# 監査の概要

平成28年度版

新潟市監査委員事務局

# 目 次

## I 監査の概要

1. 監査委員とは . . . . . 1
2. 本市の監査委員 . . . . . 1
3. 監査等の種類 . . . . . 3
4. 監査の基本方針 . . . . . 4
5. 監査結果の処理基準 . . . . . 5
6. 監査結果に基づく市長等の措置 . . . . . 5

## II 平成28年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・工事監査） . . . . . 6
2. 財政援助団体等監査 . . . . . 14
3. 平成27年度 決算審査 . . . . . 20
4. 平成27年度 基金運用状況審査 . . . . . 29
5. 平成27年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査 . . . 30
6. 例月の現金出納検査 . . . . . 32
7. 包括外部監査 . . . . . 33
8. 住民監査請求に基づく監査 . . . . . 34
9. 請求等に基づく監査 . . . . . 34
- 《参考》 監査委員に関わる地方自治法その他の法令・例規（抜粋） . . . 35

# I 監査の概要

## 1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される地方公共団体の長から独立した独任制の執行機関です。

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかを公正不偏の立場から監査し、公正で効率的な市政運営の確保に資することを職務としています。

### 【用語の解説】

「独任制」とは、それぞれの監査委員が独立して職務を行うことです。このため教育委員会などのように「監査委員会」とは呼びません。ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全員の「合議」によっています。

## 2. 本市の監査委員

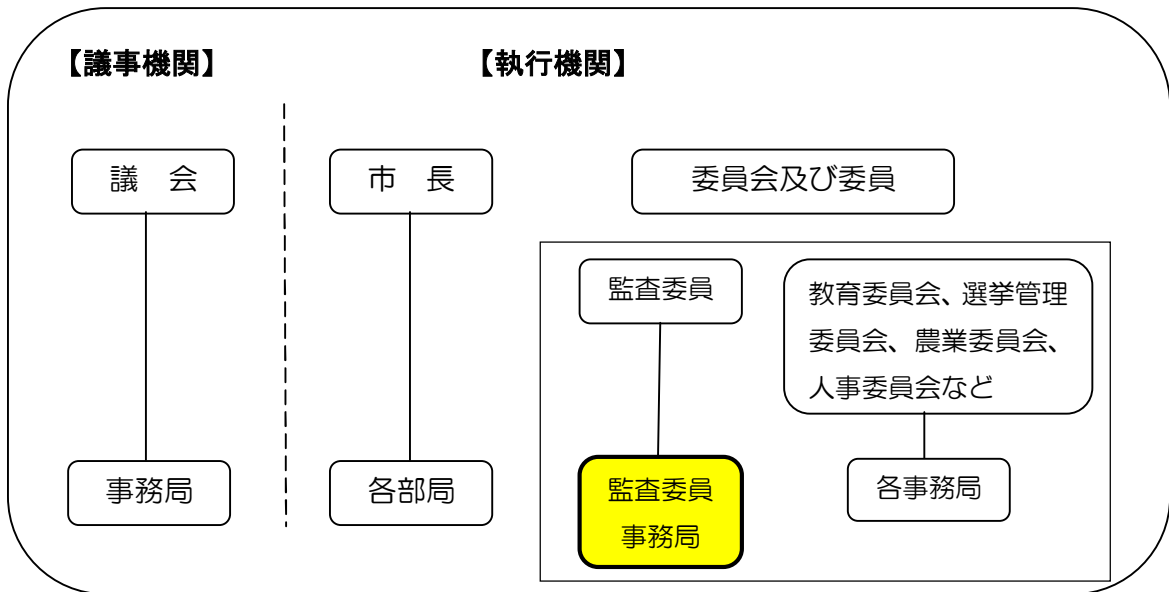
監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します。監査委員の任期は、識見の監査委員は4年、議選の監査委員は議員の任期によります。

本市の監査委員は次の4名です。

(平成28年4月現在)

		氏名	就任年月日	備考
識見委員	常勤	貝瀬 壽夫	平成26年 4月 1日	代表監査委員
	非常勤	宮本 裕将	平成25年10月 1日	弁護士
議選委員	非常勤	水澤 仁	平成27年 5月19日	市議会議員
	非常勤	小泉 仲之	平成27年 5月19日	市議会議員

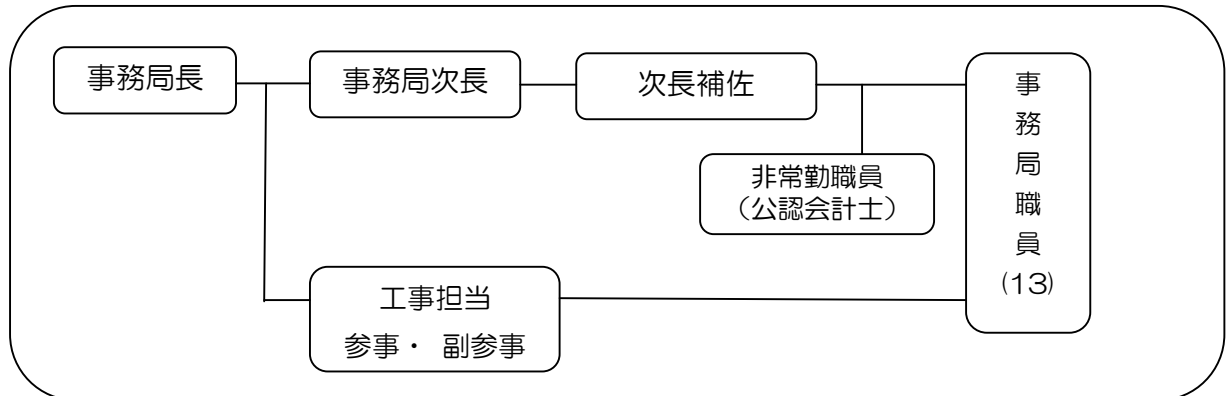
## (1) 新潟市の監査委員



## (2) 監査委員事務局（平成28年4月1日現在）

### ■ 組織体制

監査委員を補助するため、事務局が置かれています。（自治法 200 条）



注：表中の( )内の数字は職員数、ただし数字がない場合は1名

### ■ 所管事務

- 定期監査等監査に関すること
- 出納検査に関すること
- 決算審査等に関すること
- 健全化判断比率等審査に関すること
- 外部監査人の監査に関すること

### 3. 監査等の種類

監査委員は、公正不偏の立場から、市の事務が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに留意して、各種の監査や審査を行っています。

監査等の主な種類には、次のようなものがあります。

#### (1) 法律などの定めにより定期的に行う監査等

種 別	概 要	関係法令
定期監査 (財務等監査) (工事監査)	市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査 市の建設事業に係る設計、積算や施工等についての技術面からの監査	地方自治法 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）の決算書等に基づく決算の審査	地方自治法 第 233 条第 2 項 地方公営企業法 第 30 条第 2 項
健全化判断比率・資金不足比率の審査	市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率算定の審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項
例月の現金出納検査	現金の出納について、毎月例日を定めて行う検査	地方自治法 第 235 条の 2 第 1 項

#### (2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査

種 別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかについての監査	地方自治法 第 199 条第 2 項

財政援助団体等監査	市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査	地方自治法 第 199 条第 7 項
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査	地方自治法 第 199 条第 5 項

### (3) 市民などの要求や請求に基づいて行う監査

種 別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づく監査	市民からの監査請求により行う監査	地方自治法 第 242 条

## 4. 監査の基本方針

監査にあたっては、公正で市民に信頼される市政運営の推進に資するため、次の基本方針に基づき実施しています。

- (1) 市の事務事業について、合規性の観点はもとより、当該事務事業が「最少の経費で最大の効果を挙げているか」、「組織及び運営の合理化に努めているか」に意を用い、経済性、効率性、有効性の観点からも積極的に検証する。(自治法 199 条 3 項)
  - 合規性 ⇒ 法令等に従って適正に処理されているか
  - 経済性 ⇒ より少ない経費で、同様の効果が得られないか
  - 効率性 ⇒ 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
  - 有効性 ⇒ 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか
- (2) 効果的な監査を実施するため、これまでの監査結果や決算審査などの状況を踏まえ、誤謬、不正等の発生リスクを考慮した監査の重点化に努める。
- (3) 監査結果が事務事業の改善、適正化に資するよう、改善措置のフォローアップを強化するとともに、市の内部統制機関と連携し、監査の実効性を確保する。
- (4) 監査結果に対する市民への説明責任を果たしていくため、ホームページなども効果的に活用し、適時、市民にわかりやすい形で情報を提供する。

※平成 29 年 4 月 1 日から「新潟市監査委員監査基準」が施行されます。

## 5. 監査結果の処理基準

監査の実施により問題が認められる事項については、概ね以下の3点に整理しています。このうち「指摘事項」と「意見」については、監査の結果として公表し、市長等の措置を求めています。

### (1) 指摘事項

法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項であって、特に指摘すべき事項として監査結果で報告し、公表するもの(自治法 199 条 9 項)

### (2) 意見

監査結果に関する報告に添えて、組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、公表するもの (自治法 199 条 10 項)

### (3) 軽微事項

監査にあたってみられた、上記の指摘事項以外の軽微な事務処理誤りと認められる事項

## 6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査委員が行った監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査委員に通知するとされています。

監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、監査委員は、「指摘」「意見」に対する措置内容について公表しています。

(自治法 199 条 12 項)

## Ⅱ 平成 28 年度 監査等の結果

### 1. 定期監査（財務等監査・工事監査）

- 財務等監査は、財務に関する事務の執行及び公営企業等の経営に係る事業の管理等の全般を対象に実施する基本的な監査です。  
予算の執行等が法令等に則って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施しています。  
原則として部・区を単位として、3年間で全所属を一巡しています。
- 工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査するものです。  
工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。  
対象部署は、財務監査対象部署のほか、適宜、工事を所管する部署を選定します。

#### (1) 指摘事項の概要

##### ①財務等監査

##### ■ 調定事務に関する不適正な事務処理の事例（平成 28 年 7 月 公表）

###### 【事例 1】

行政財産の使用にあたっては、速やかに使用許可を決定し調定を行うべきであったが、事務処理が遅延したため、行政財産使用許可書と納入通知書の発送が遅れ、調定の日付を遡った案件が見受けられた。

###### 【監査委員の見解】

実際に納入義務者が納めることのできる期限を設定し納入通知を行うべきであり、事務処理に遅延が生じないよう、業務の実態や進捗状況を把握するとともに、コンプライアンスを徹底し、市民の信頼確保に努められたい。





【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

- 事前に指定管理者に使用許可申請書を提出してもらい、また、引継マニュアルを作成し、迅速な処理を行える体制を整える。(措置実施部署)
- 所管課に、改めて適切な処理を行うよう指導するとともに、全庁に対しては研修会等を通して説明するなど、年度初めの事務が遅れないよう各課に周知徹底を図り、再発の防止に努める。(制度所管部署)

■ 契約事務に関する不適正な事務処理の事例 (平成 28 年 7 月 公表)

【事例 1】

防火のために既存建物の改修が必要となることを失念しており、そのことが工事発注後に判明したことから、工事の年度内完了が難しいことがわかった。その後、電話で工事契約の解除を通知し、翌年度、前年度の受注者が建築部材の発注等を行っていたことを理由に一者随意契約を締結していた。

【監査委員の見解】

一連の事務処理は、契約解除の方法や一方随意契約の根拠規定の解釈を含め、契約の公正性確保の観点からは適切とは言えない。今後は、契約事務を含め、不適切な事務処理が生じないよう組織的なチェック体制を整備するとともに、コンプライアンスを徹底し、適正な事務の執行に努められたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

- 所属内でコンプライアンス研修を実施したほか、契約実務について各自が理解に努めることとした。また、疑義がある場合は調整しながら決裁権者も含めて協議することとした。(措置実施部署)
- 契約規則及び随意契約ガイドラインについて、改めて掲示板で周知を行った。(制度所管部署)

## ■ 契約事務に関する不適正な事務処理の事例（平成 28 年 12 月 公表）

### 【事例 2】

工期延長通知・一時中止等は当初工期内に行われ双方の合意形成はなされていたが、多くは当初工期内に工期変更協議書を取り交わすなどの手続を行っていなかった。

### 【監査委員の見解】

書面上において契約の責任の所在が不明確になりかねず、契約事務としては不適正である。本件について、水道局においては速やかに改善するとともに、市長部局との定期的な連絡会議を有効活用し、契約事務に係る手続きの検証・見直しを行い、建設業法等法令を遵守した適正な契約事務の執行に努められたい。



### 【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

○工期延長願によるもの、工事の一時中止によるものについて、それぞれ変更契約書を取り交わすよう事務手続を改めたほか、各種研修等を通じ最新情報の収集に努めるとともに、業務フローを随時自己点検し、各業務手順により遺漏のない事務処理を徹底することとした。

（措置実施部署）

## ■ 財産管理事務に関する改善・検討を求める事例（平成 28 年 12 月 公表）

### 【事例 1】

近年、給水収益が減少傾向にある中、本市の水道事業においては遊休資産の有効活用が喫緊の課題となっている。当該用地は、これまで 30 年間にわたり隣接する公園と一体利用されているが、配水場整備計画が中止となったことから、水道事業としての活用は見込まれない資産である。

### 【監査委員の見解】

当該資産については、有償譲渡などの方法により、収益確保に向けた積極的な取り組みが必要である。再評価を行った上で、市長部局への有償譲渡等について、早急に協議を進められたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

- 各種研修や契約部署との連絡会議等を通じて、最新の情報の収集に努めるとともに、業務フローを随時自己点検し各業務手順において遺漏のない事務処理を徹底する。（措置実施部署）

■ 職員による公金着服事案を受けて有効な再発防止策を求める事例

（平成 29 年 3 月 公表）

【事例 1】

下記について、既に、報道等がなされるとともに、対応が終了したものであるが、監査の対象期間の事案であったことから再度再発防止策を整理した。

課内金庫に保管していた手数料の紛失がわかり、職員が配属された年度まで遡り調査を行ったところ、多額の金額が入金されていなかった。なお、当該職員の親族からは遅延利息を含めた全額が弁済された。

【監査委員の見解】

確認したところ、所管課における不正再発防止策は確実に実施されていた。

不正は必ず発覚するという事務処理の仕組みが整備されていれば、不正発生の抑止力となり、また、仮に不正を行う者がいたとしても、初期の段階で発見される可能性が高い。本件を教訓として不祥事を防止するためには、以下の事項について検討、整備していくことが求められる。

ア 地方自治法改正により、内部統制に関する方針及び必要な体制整備が義務付けられるが、特に、現金取扱い部門については、早急に全庁的な体制を構築すること

イ 金融庁が金融機関等に示している事務リスク管理態勢に関する指針などの事例も参考に、再発防止策が形骸化しにくい方策を盛り込むこと

ウ 多額の債務を抱えることなどが把握された職員に対しては、人事部門も含めて対応を協議し、対応策を明確にすること

エ 再発防止策の形骸化を防ぐため、定期監査等において、定められた内部統制方針及び体制が機能しているか否かを、監査対象から抽出し確認するなど、より徹底した監査を実施すること



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

○再発防止として、下記の事項を実施

- ①現金収受当日に調定処理
- ②銀行入金前の現金と書類のダブルチェック強化
- ③毎月定日に課長補佐立ち会いのもと担当者保管の書類突合
- ④金庫の鍵の管理を課長、課長補佐に限定  
(措置実施部署)

○マニュアルの整備や見直しを行い、チェックが形骸化しないようにミスを組織的に予防する仕組み作りに全力を挙げることを周知し、新潟市民サービス向上システムを発展させて全庁に展開するなど、内部統制の体制整備に向けて検討を進める。

○公金収納事務の不正防止、出納員の責務等について説明を行った。また、形骸化を引き起こすことのないように、見直しポイントを周知した。その他、会計検査委の実施において、公金収納の取扱いについて重点的に行い、検査体制を強化するなどした。

○公金の取扱いに疑念を抱かせるような行為がある等、公金管理の健全性が損なわれることが予見できる場合には所属と連携しながら対応することとしている。(以上、制度所管部署)

## ②工事監査

### ■ 改修工事について事業趣旨から逸脱することが懸念される事例

(平成 28 年 10 月 公表)

#### 【事例 1】

公共建築物保全適正化推進事業は、長寿命化指針及び保全計画に基づいた事業である。保全計画の目的として、使用目標年数 80 年、「予防保全」への転換などが示され、改修工事は推進事業の一環として目的に沿った工事を行うことが求められていた。今回のケースでは、当該施設で、老朽化の進行に伴い空調・電気設備の更新とこれに付随する内装の改修工事が行われたが、調査不足により屋上からの雨水漏水を見逃すなど、内部設備に関連する工事を先行させた。

#### 【監査委員の見解】

当該工事の改修立案にあたっては、設備機器の老朽度に過度に注意を奪われ、工事の優先順位への配慮がなかったことが、予防保全工事としての意味と有効性を棄損している。また、推進事業において、「各施設全体を俯瞰しながら事業を進める」としながらも、年次計画が現時点で未策定であることも改修工事の優先順位についての検討不足に繋がった。これらのことから、早急に二次的事故を防止する対策を講じるとともに、今回の漏水事故を教訓として、工事対象施設の選定、工事計画立案においては、各改修部位の老朽度や耐用年数の判断に加え、専門的調査及び工事優先順位の確認と調整を行い、年次計画の基で市施設全体の計画的な保全・長寿命化を推進されたい。



#### 【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

○平成 28 年 2 月に策定した「新潟市公共建築物長寿命化指針」及び「新潟市公共建築物保全計画」の考えに基づき、工事の優先順位について調整した「保全実施計画」を作成し、計画的な保全工事を行うこととした。(措置実施部署)

## (2) 監査委員の意見

### ■ 松くい虫被害対策事業のあり方について (平成 28 年 7 月 公表)

保安林における松くい虫の被害状況の推移を確認したところ、平成 23 年度に被害が激増し、平成 24 年度に減少したものの、その後再び増加し平成 27 年度に減少している状況が見られた。

現在は、松くい虫被害の拡大を防ぐため、徹底した被害木調査、予防、駆除による防除が実施されていることと併せて、土質改良の試験的实施や、被害木調査におけるドローン活用の研究など、新たな対応策が検討されている。また、既に失われた海岸保安林の再生に向けて、県の治山事業による植栽などに加えて、本市においても植栽を開始した状況にあり、これらについては環境保全の点からも一定の効果が見込まれる。

今後も継続して松くい虫の被害を防いでいくことは決して容易なことではないと思われる。海岸保安林は飛砂防止や防風のほか、自然のおもむきを保つことや保養の機会の提供などまちづくりにも欠かせない機能を担うものであり、それらが大きく失われた地域もあることから、本市としても、徹底した防除を継続的に実施するほか、県や大学などの研究機関等と連携し効果的な防除に関する研究や分析を継続するとともに、地域や市民と協力しながら植栽事業を積極的に進めていくことにより、海岸保安林を守り育てる取り組みを進めていくことが重要である。



#### 【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

○効果的かつ徹底した防除が実施できるよう各区担当課と連絡調整を行い、今後秋期から冬期に実施が予定される予防、駆除の内容について再確認を行った。また、市民、ボランティア団体と協力して行う植栽事業を進めており、来年度以降も継続して県と情報共有しながら健全な保安林の維持管理を図る。(措置実施部署)

### (3) 推奨される取組の概要

#### ■ 推奨事例 1 (平成 28 年 7 月 公表)

環境部廃棄物施設課において、焼却施設である白根グリーンタワーを平成 24 年度から、また、新津クリーンセンターを平成 28 年度から運転停止したことにより、施設経費や人件費などの経費削減が見込まれ、財政面での効果が見られた。さらに、ごみの焼却を発電施設を有する新田・亀田両焼却施設に集約化したことから、これまで両施設から排出されていたエネルギー使用による二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の発生が抑制され、環境面でも効果も見られた。これは、新潟市地球温暖化対策実行計画(市役所率先実行版)の目標達成に向けた取組みの推進にも寄与するものとなっている。

環境部廃棄物対策課では、古紙の集団資源回収が進んでいなかった秋葉区において、平成 26 年度からモデル事業としてコミュニティ協議会単位で集団資源回収を段階的に開始し、平成 27 年度からは区内の全コミ協で実施されたが、これまで行ってきた行政回収が不要となり、経費削減が図られた。この秋葉区のモデル事業は、市の財政運営上の評価のほか、コミ協にとっても一定の収入確保となることから、地域振興面での効果も期待できる。

本市の財政状況が厳しい中、「持続可能な財政運営の確立」の観点から推奨するものであり、施設の管理運営においては、サービス水準を維持しながら、施設の集約や複合化等により施設数の削減や施設最適化を進めるなど、ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進も期待される。

## 2. 財政援助団体等監査

■ 財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査を行います。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。  
(自治法 199 条 5 項、7 項)

### (1) 施設及び指定管理者（対象：平成 27 年度指定管理者）

○コミュニティセンター等の指定管理者、51 施設。うち、現地監査実施施設は以下のとおり

#### ◇現地監査実施施設

所 在	名 称	指定管理者
北 区	新潟市北地区コミュニティセンター	北地区コミュニティセンター管理運営委員会
	新潟市木崎コミュニティセンター	コミュニティ木崎村
	新潟市早通コミュニティセンター	早通地域コミュニティ協議会
東 区	新潟市刈バ -七°ア石山	刈バ -七°ア石山管理運営委員会
	新潟市中地区コミュニティセンター	東山の下地区コミュニティ協議会
	新潟市山の下まちづくりセンター	山の下まちづくりセンター管理運営委員会
中央区	新潟市石山南まちづくりセンター	石山南まちづくりセンター管理運営委員会
	新潟市北部総合コミュニティセンター	北部総合コミュニティセンター管理運営委員会
	新潟市駅南コミュニティセンター	駅南コミュニティセンター管理運営委員会
江南区	新潟市白新コミュニティハウス	鏡淵小学校区コミュニティ協議会
	新潟市上山コミュニティハウス	上山コミュニティハウス管理運営委員会
	新潟市小杉地区コミュニティセンター	小杉地区コミュニティセンター管理運営委員会
秋葉区	新潟市亀田地区コミュニティセンター	亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会
	新潟市荻川コミュニティセンター	荻川コミュニティ振興協議会
	新潟市新津本町地域コミュニティセンター	新津地域交流センター管理運営委員会
南 区	新潟市小須戸まちづくりセンター	小須戸コミュニティ協議会
	新潟市茨曽根地域生活センター	コミュニティ茨曽根
	新潟市大通地域生活センター	大通コミュニティ協議会
西蒲区	新潟市白根地域生活センター	白根コミュニティ協議会
	新潟市西川地域コミュニティセンター	西川地域コミュニティ協議会
	新潟市角田地区コミュニティセンター	角田地区コミュニティ協議会



## (2) 監査結果の概要

### ■ 施設の状況

施設の利用状況として、地域課題の解決や地域住民の連帯感を高める活動などの拠点として、地域のコミュニティ活動やサークル活動などで地域住民に幅広く利用されており、平成 27 年度の延利用者数は 1,103,068 人、平均利用率は 31.0%となっている。最近は高齢化などによる利用者の減少傾向が一部の施設で見られるが、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて合併建設計画に基づく新規施設の開設などがあったことから、市全体としての利用件数及び利用者数は増加している。

### ■ 指定管理者と地域住民との関わり

各施設における利用料金に関しては、予算の作成にあたり多くの指定管理者がアンケートや懇談会などを実施して利用者からの要望を聞き、検討して、予算づくりに反映していた。自主事業を含む利用料金の収支に係る予算、決算については役員会に諮られ、総会等での承認を受けており、利用料金収入は、備品購入や簡易修繕など利用者がより利用しやすくなる環境づくり、地域住民が参加できるイベントなどに活用されていた。

また、指定管理者の多くは、施設の概要や自らの組織を知ってもらうための何らかの工夫を行っており、例えばイベントの際のアンケート実施など、地域課題の把握や地域全体での課題共有を図る取組みなども見られた。

## ■ 施設の利用率と利用率向上への取組み

過去3年間の平均利用率の推移は、平成25年度が35.4%、平成26年度が33.1%、平成27年度が31.0%と徐々に減少している。

利用率が高い施設は、主に旧新潟市域などの人口・世帯数が多い地域に集中しており、駐車台数が多いことや体育館やホールなどのような運動に利用できるスペースがあるなどの特徴を有している。

各指定管理者へのヒアリングによる利用率向上の取組み事例は以下のとおり

ア 利用者からの要望が多い備品又は使用頻度の高い備品の購入

イ 利用率が低い調理室を、衛生面を考慮しながら会議等の利用を認めていること

ウ 土日に卓球台を無料開放して、利用者の拡大を模索

エ フリースペースとしてロビーを開放することや、施設の雰囲気作りなど

オ 指定管理者による駐車場（スペース）の確保

カ 利用予約がない部屋について直前の利用申込があった場合の割引に関する検討

## ■ 施設や指定管理者（コミ協等）の地域における認知度

平成25年度と平成28年度の「市政世論調査」においては、地域コミュニティ協議会についての認知度についての項目があり、3年間で僅かながら上昇している。

## ■ 地域課題への取組みと利用料金収入等の活用

多くの指定管理者においては、地域の課題や地域住民が関心を寄せる事柄を捉え、その解決やより暮らしやすい地域づくりに向けて、住民と一緒にさまざまな取組みを実施している。施設利用に係る利用料金収入をそうした地域活動や自主事業に活用することで、地域住民や施設利用者に対する利益の還元が図られている。

一方で、自治会・町内会などが施設利用する際の減免措置や、管理人によるコミ協事務兼務、エントランスホールなどをフリースペースとして開放して利用しやすくなるような工夫など、経費の支出としては現れない地域への利益還元の仕方も見受けられた。

## ■ 会計処理等

各施設においては概ね適切な会計処理が行われていた。

ただし、一部の施設では、多少疑義のある事項が見られたほか、施設ごとに会計処理等の方法が異なることから、施設管理者からは標準的な事務処理方法の提示を求める声が聞かれた。

なお、全てのコミュニティセンター等の指定管理者に対し、平成 28 年度から税理士と社会保険労務士による個別指導を実施し、施設の管理経営力の向上を図っている。検出事項については個別指導などの機会を通じて各施設に指導を行い、会計処理の標準化に関しては税理士の個別指導の結果内容を踏まえて今後支援策を検討していくこととしている。

## ■ 施設の維持管理

協定では、指定管理者の修繕リスク分担は 10 万円未満（南区については 5 万円未満）、施設・設備・外構の修繕等で 10 万円以上のものについては、市が負担となっており、現地監査を行った施設では、良好な維持管理がなされていた。

公共建築物保全適正化推進事業の本格実施に向けコミュニティセンター等の各施設に現地調査を行っているが、老朽化に伴い、大規模改修や更新するタイミングで今後のサービス提供と施設のあり方について検討を行うことが必要になる。

## ■ まとめ（意見）

### 1 コミュニティセンター等の設置の経緯と特徴

○大きく 6 つの類型に分類でき、その特徴は概ね以下のとおりである。

#### (1) 旧新潟市型

・高利用率施設が多く利用料金収入も多い など

#### (2) 豊栄型

・5 コミ協の区域に合せて 5 つの施設が設置されている など

#### (3) 新津型

・指定管理団体の職員がコミ協の事務を兼務している など

#### (4) 白根型

・白根地区の全てのコミ協が各地域の地域生活センターの指定管理者となっているほか、農村地域に設置された施設が多い など

#### (5) 合併建設型

・合併後に合併建設計画に基づき建設された施設である など

#### (6) まちセン型

・既存の公共施設を大規模改修等により有効活用している など

## 2 地域活動の拠点としての活用と利用率向上の取組み

- (1) コミュニティセンター等を通じた地域住民と顔の見える関係づくり
- (2) 農村地域の施設における利用率の向上
- (3) 休館日の弾力的な取扱い

## 3 「地域の輪を広げ、地域課題に取り組む」コミュニティセンター本来のあり方をどう拡大していくか

- 地域におけるまちづくりの担い手の中心であるコミ協と連携し、その事業や取組みに対してコミュニティセンター等をどう活用していくのかといった視点をもって、施設運営を行っていくことが指定管理者には求められている。

## 4 総括意見

- 地域のまちづくりの中心であるコミ協においては、役員の高齢化や後継者の育成、活動の担い手不足などが課題となっており、地域活動に取り組む役員の皆さんが少なからず多忙感や負担感を抱いているという声も寄せられた。

このような中で、本市が目指す市民との協働のまちづくりを着実に推進するには、次代を担う人材の育成がさらに重要となることから、危機感を持ってこれに対応する必要がある。今後、地域のまちづくりにおいて地域力が十分に発揮されるには、コミュニティセンター等の果たす役割が益々大きくなっていくことは明らかであり、その担い手の一つであるコミュニティセンター等の指定管理者が機能をより積極的に活用し、また公民館との連携により、地域での人材育成機能を強化することにより、住みよい地域社会づくりが一層推進されることを期待する。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

### まとめ

○ 「2 地域活動の拠点としての活用と利用率向上の取組み」

≪農村地域の施設における利用率の向上≫

- ・ 従来より市のホームページでの周知や公共施設での利用案内の配布などを行っているが、区内の他地区へのPRのため、区役所だよりでコミュニティセンターを紹介する記事の掲載も行っている。

- ・コミ協との意見交換会を開催し、地域と市が一体となって取り組んでいる事例もあり、今後も利用率向上に努めていく。

《休館日の弾力的取扱い》

- ・全ての施設に意見を聴き、区ごとのバランスなども考慮していく必要がある。現段階では利用状況の把握のため、要望のあった施設をモデル的に臨時休館し、その結果として利用率向上が見込まれば、平成31年4月を目処に条例改正の検討を行う。(市関係課)

○「3 『地域の輪を広げ、地域課題に取り組む』コミュニティセンター本来のあり方をどう拡大していくか」

「4 総括意見」

《コミュニティセンターの本来のあり方》

《地域のまちづくりを担う人材の育成》

- ・当該施設は地域の特性やニーズを把握している地元団体による運営が望ましいことから、これらの地元団体のノウハウの活用により、利用者ニーズのサービスへの反映や、地域の子どもや高齢者など多世代が立ち寄り憩いの場として活用を進めていきたい。
- ・人材育成機能の強化については、コミュニティ・コーディネーターの育成講座を開催しているが、この中で、新たな担い手の育成に努めており、今後も人材育成のあり方について検討していく。(市関係課)

**会計処理等**

○会計処理等の標準化

- ・平成27年度よりコミュニティ協議会向け税・労務研修を、平成28年度よりコミュニティセンター等の指定管理者に対し税理士・社労士の訪問指導を実施した。さらに事例集を作成し、平成29年度末頃に指定管理者に配布する予定であり、施設運営の手引きと合わせて活用いただくことで、会計処理等の標準化を図っていく。(市関係課)

### 3. 平成27年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかなどについて審査を行っています。

#### (1) 一般会計・特別会計

##### ■ 審査の主眼

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類の計数は正確か
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか

##### ■ 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、決算計数は正確であると認めた。予算の執行、財務に関する事務処理は、おおむね適正であると認めた。

##### ■ 決算の概要

##### 〈決算総括表〉

(単位:千円)

区 分	一般会計	特別会計	総 計
歳入決算額	360,640,382	221,036,885	581,677,267
歳出決算額	358,972,909	219,257,938	578,230,847
差引残額 (ア)	1,667,473	1,778,947	3,446,420
繰越すべき財源 (イ)	1,018,820	83,423	1,102,243
実質収支 (ウ=ア-イ)	648,653	1,695,524	2,344,177
前年度実質収支 (エ)	581,318	1,167,637	1,748,955
単年度収支 (ウ-エ)	67,334	527,887	595,221

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

《主な基金の状況》

(単位:千円)

区 分	前年度末現在高	当年度中増減高	当年度末現在高
財政調整基金	9,604,440	△3,994,739	5,609,701
土地基金	7,650,000	0	7,650,000
市債管理基金	2,009,441	△995,039	1,014,402
都市整備基金	4,602,326	△998,165	3,604,161

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

市債管理基金現在高に満期一括償還積立分は含まない。

《市債現在高》

(単位:千円)

区 分	前年度末現在高	当年度中増減高	当年度末現在高
一般会計	539,865,432	18,902,522	558,767,954
特別会計	11,886,065	△542,380	11,343,685
総 計	551,751,497	18,360,142	570,111,638

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

《財政指標等》

(単位:%・ポイント)

区 分	26 年度	27 年度	比較増△減
財政力指数	0.733	0.743	0.010
経常収支比率	94.6	94.0	△0.6
義務的経費比率	43.7	46.0	2.3
投資的経費比率	19.2	15.6	△3.6
地方債現在高/人	670,880 円	695,671 円	24,791 円

・ 財政力指数

(基準財政収入額/基準財政需要額)の3か年の平均値で、地方税の収入能力がどの程度かを示すもの。「1」に近いほど財政力が強いとされる。

・ 経常収支比率

(経常経費充当一般財源/(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債)×100)で表され、経常経費に充当した一般財源の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。

・ 義務的経費比率

歳出総額に占める義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。

・ 投資的経費比率

投資的経費(建設事業費等)/歳出総額で表され、資本形成に向けられる経費が歳出総額に占める割合。比率が高いほど財政運営に余裕があるとされるが、現在の投資が将来の負担となる可能性があることから注意を要する経費である。

## ■ 審査意見概要

### 《決算のまとめ》

#### (1) 「持続可能な財政運営の確立」に向けて

。「にいがた未来ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」スタートの年となった平成 27 年度は、当初予算の発表にあたり次年度以降への橋渡しの年と位置付けるとともに、プライマリーバランスを重視して「財政予測計画」が策定された。

こうした転換期にあたる平成 27 年度決算は、歳入面では市債発行額を 105 億円縮減し、歳出面では建設事業費を 155 億円縮減するなど、当初予算編成方針に沿った特徴を示している。

。「財政予測計画」では、平成 29 年度からの消費税率引上げにより地方消費税交付金 33 億円の増額を見込むとともに、県費人件費委譲は必要財源が全額補てんされるなど期待感を込めた前提での「財政目標」となっている。しかし、消費税率引上げは 2 年半延期が決定され、その一方、少子高齢化の進展に対する子育て支援や、新潟駅周辺整備事業など、財政需要の増大が確実に見込まれる。

。平成 29 年度からの 3 年間は財政構造の大きな転換が不可避である。財政環境が一段と厳しさを増しているなかで、「選択と集中」の実を發揮し、優先順位を明確にして必要な施策の確保と、「財政予測計画」で掲げた財政目標の堅持、その両立を図ることに集中した取組みに期待する。

#### (2) 財産経営の視点での公設デイサービスセンター見直し

。財産経営推進計画における財産経営の 4 本柱の視点で、平成 27 年度に、現在の公設デイサービスセンターに係る指定管理者制度のあり方についての監査を実施した。

。問題点として、①施設所有と経営が分離した形で収益性のある介護保険事業が展開されている、②施設建築後の平均経過年数が 18.4 年となり、施設・設備の老朽化が進行している、③指定管理期間が 5 年間と比較的短期であるため、「施設の長寿命化」に対する指定管理者のインセンティブが働きにくい、④施設の構造上、法人所有施設と一体で運営されている施設も多く、そうした施設では当該法人以外には指定管理者になることが難しい、などが浮かび上がった。

。制度見直しの基本的方向性としては、①施設の長寿命化のためには施設を適正な価格で売却し、施設の所有と経営を一体化することが最も望ましい。特に、施設の構造上、法人所有の施設と一体化されている施設については、売却・譲渡を基本とすべきである、②他の市施設との複合施設であるなど売却・譲渡が難しい施設については、収益の一定割合あるいは減価償却相当額を市に納付してもらい、施設修繕については市が責任を持つことで、長寿命化のインセンティブが働くようにする、



③社会福祉法人制度改革に基づく福祉サービスへの内部留保資金再投下義務付けの活用と、大別して3つの方向性を示した。

○平成31年度までの指定管理期間中に、立地している地域の特性や施設整備の経緯、施設・設備の実情、指定管理者の意向、業務に従事する職員の処遇などの諸条件を踏まえ、次期指定管理期間更新時までには施設別に最も有効な方向性が打ち出されることを期待する。

(3) 「まち・ひと・しごと創生」への意欲的取組みを

○東京23区・政令指定都市について、2015年国勢調査による人口動向をみると、大都市全体で人口が68万人増加し、人口が減少している都市は本市を含む6市となっている。本市は人口が減少した6市の中で人数・減少率とも最も小さく、国立社会保障・人口問題研究所推計値との乖離は6市では最大となっている。これは本市にプラスのベクトルが最も強く働いており、そのベクトルをもう少し強くすることで人口増になった可能性があったと解釈できると思われる。

○本市は、人口吸引力を持つ東京圏の影響を強く受け易いが、産業界・大学などとの連携を強化し、産業・雇用政策、まちづくり、住みよく子育てしやすい生活環境づくりをはじめ、様々な面で広域圏での拠点性を強化するという取組みは、長期視点では優先度の最も高い分野である。

○新潟市全体での取組みと同時に、移住モデル地区として指定された越前浜の取組み、秋葉区での「AKIHA SUMU 設計プロジェクト」など、地域の特長を活かした地域からの取組みが拡大し、両者がマッチすることで本来の成果が期待できるものとする。

## 《財政状況の特徴点》

### 【市税等の一般財源の動向】

○市税収入は法人税割の税率引下げなどから、前年度8.3億円の減収となったが、地方消費税交付金の増額により、一般財源全体では50.5億円増と政令市移行後最大の伸びとなった。一方、地方債は前年度より104.7億円減らし、さらに基金取崩しを44.6億円減額するなど、全体として「持続可能な財政運営の確立」に向け一歩踏み出した。

### 【市民所得の動向】

○個人市民税所得割の課税対象となる前年所得を平成25年と平成26年で所得区分ごとに比較してみると、給与所得者は0.9%増加している一方、農業所得者は5.4%減少した。

平成25年と平成26年の分離課税所得を比べると、全国的には25年は前

年の 1.7 倍増加したものが、26 年は 2 割程度減少し減少幅が大きい。なお、本市の場合は低い水準ながら 25 年並みを維持している。また、分離課税を除いた所得では全国平均が 1.6%増に対し、本市は 0.9%増と所得格差は拡大している。

◦ 給与所得者については、200 万円以下の納税義務者数が減少し、700～2,000 万円の人数に増加がみられる。平均給与収入は 1.2%上昇し、全国同様の動きがみられるが、全国との平均給与格差はさらに拡大している。

#### 【歳出全体の状況と経常収支比率】

◦ 「経常収支比率」は良化傾向に転じ、前年度に比べ 0.6 ポイント低下し 94.0%となっている。なお、9 年間で 5.4 ポイント上昇（88.6→94.0）している。

◦ 性質別歳出では、合併建設計画期間の終了に伴い建設事業費が前年度に比べ 155 億円縮減されている。一方、退職者数の減少に伴い退職手当が減ったことから人件費が減少したが、扶助費、公債費が伸びたことにより義務的経費全体で 24 億円増加。また、超高齢化に伴う国民健康保険・介護保険事業への繰出金が引き続き増加したが、歳出全体では前年度より 127 億円の減少となっている。

#### 【建設事業費】

◦ 歳出面の最大の特徴が建設事業費の縮減である。前年度 204 億円であった合併建設事業が終了し、建設事業費は 714 億円から 559 億円に 155 億円圧縮された。しかし、歳出決算額全体に占める投資的経費の割合を示す「投資的経費比率」は 15.6%であり、平成 26 年度政令市決算状況に当てはめると 20 市中 4 番目となり、高い水準に位置する。

#### 【市債の状況】

◦ 市債発行額は 653.3 億円から 548.5 億円に 104.8 億円減額された。しかし、歳入総額に占める地方債の割合を示す「地方債依存度」は 15.24%と地方財政計画を上回る水準にある。地方債現在高について、平成 19 年度末と 27 年度末を比較すると、3,564 億円から 5,586 億円へ 2,021 億円増加し、1.57 倍になっている。内訳は、臨時財政対策債が 2.89 倍に、合併特例債が 2.92 倍となった。

#### 【基礎的財政収支（プライマリーバランス）について】

◦ 本市の基礎的財政収支の推移を標準財政規模に対する比率で見ると、平成 23 年度以降 13%～17%赤字幅が拡大してきたが、27 年度は 9.8%と改善された。臨時財政対策債を交付税の振替と考えた場合の比率では 5 年ぶりに黒字に転換している。

## (2) 公営企業会計

### ■ 審査の主眼

- ① 決算書類が関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類が企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 年度比較による事業の推移を把握し、経済性、効率性の観点にも留意した経営内容分析

### ■ 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

### ■ 審査意見概要

#### ≪下水道事業会計≫

##### (1) 経営成績

区 分	27 年度	26 年度	比較増△減
総収益	322 億 4,801 万円	317 億 7,098 万円	4 億 7,703 万円
総費用	312 億 4,093 万円	318 億 3,664 万円	△5 億 9,571 万円
純利益	10 億 708 万円	△6,565 万円	10 億 7,274 万円
営業収支比率	87.9%	86.8%	1.1
経常収支比率	103.2%	101.0%	2.2

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

##### (2) 審査意見

###### 【雨水処理にかかる一般会計からの繰入金】

- ポンプ場や雨水幹線等の整備など雨水対策についての建設改良事業を重点的に実施したため、雨水処理に係る繰入額は対前年度比 2 億 6,342 万円増加。
- 近年多発する集中豪雨による浸水被害に対し、雨水対策を着実に実施する必要がある。今後もさらなる雨水対策についての建設改良事業が計画されている。
- 本市の財政状況が厳しさを増している中、一般会計からの繰入金について引き続き調整を行いながら、施設等の整備を進める必要がある。

###### 【今後の課題】

- 下水道への接続率は 89.4%となったが、未だ 3 万 2,000 世帯以上が接続されていない。中期ビジョンでは、2 年目となる平成 27 年度において、新規接続世帯数、接続率とも計画を下回っている。区別接続率では、南区が 55.5%、西

蒲区が 43.8%と依然として他区に比べると低い水準にとどまっており、平成 22 年度から 5 か年の接続率はほぼ横ばい状態が続いている。

- 下水道使用料に関しては、処理区域内の拡大に伴う接続の促進がさらに重要となっており、未接続による環境負荷や費用負担に対する不公平感等からも早期接続が望まれる。

- 接続率が低い区については、すでに区役所と連携して接続の理解を得るための活動に着手しているが、地域の実情を考慮しながら、接続意思があり、接続希望戸数の多い地域を重点地域と定めて集中的な取組みを進めるなど、更なる接続促進と収益の確保に努められたい。

- 下水道事業会計では、多額の有形固定資産（約 5,680 億円うち構築物が約 4,869 億円）を保有しているが、これら下水道事業関連の固定資産が合理的かつ効果的に運用されるよう引き続き適切な管理について検討を進められたい。

## 《水道事業会計》

### (1) 経営成績

区 分	27 年度	26 年度	比較増△減
総収益	165 億 2,601 万円	171 億 7,841 万円	△6 億 5,240 万円
総費用	145 億 1,764 万円	220 億 9,065 万円	△75 億 7,301 万円
純利益	20 億 837 万円	△49 億 1,224 万円	69 億 2,061 万円
営業収支比率	110.7%	112.2%	△1.5
経常収支比率	112.9%	110.9%	2.0

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

### (2) 審査意見

#### 【経営状況】

- 経営成績については、給水収益は 5 期連続、営業利益は 3 期連続の減少となっている。当年度純利益は前年度に比べて大幅な増となったが、会計基準の見直しに伴い前年度計上した特別損失の影響がなくなったためである。

- 会計基準が見直される前の平成 25 年度の純利益と比べて概ね 10 億円増加している。これは会計基準の見直しにより、新たな会計処理が適用されたためであり、実質的には会計基準の見直しの前後で当年度純利益に大きな変化はないと考えられる。

#### 【財政状態】

- 財政状態において、企業債の未償還残高については、企業債の新規借入を抑制することにより対前年度 8 億 8,060 万円減の 444 億 6,667 万円となった。

一方、現金預金残高については、将来負担を軽減するため建設改良事業に自己資金を充当したことなどで、対前年度 15 億 7,251 万円減の 80 億 423 万円となり、5 期連続の減少となった。また、建設改良積立金などの内部留保資金についても対前年度 4 億 493 万円減の 61 億 7,941 万円となり、新・マスタープランの見込額を上回っているものの減少傾向にある。

◦新・マスタープランでは平成 32 年度に内部留保資金が不足になると試算されていることから、将来負担の軽減を図りつつ、今後増加する施設の更新需要に対応するために、社会状況の変化も考慮しながら適正な資金管理を行っていくことが望まれる。

#### 【今後の課題】

◦毎年一定水準の利益を確保し経営的には安定しているが、近年の節水型器具の普及や給水人口の減少などの影響により、給水収益は減少、営業費用は増加傾向にある。また、供給単価と給水原価の差額も縮小し、老朽化した浄配水施設や昭和 39 年の新潟地震以降に布設された管路施設の更新を進めていく必要があるなど水道事業を取り巻く環境は年々厳しくなっている。

◦厳しくなりつつある経営環境は、新・マスタープランでも見込まれ中長期的な課題として認識されているが、施設・設備のダウンサイジング等により規模の適正化を図っていく必要がある。併せて一層の経費削減に取り組むことで、今後見込まれる施設の更新等に必要な財源を確保しつつ、安全でおいしい水を安定的に供給していくことが望まれる。

◦当年度、遊休資産の活用策として、廃止した浄水場の跡地に民間事業者による太陽光発電施設を誘致する計画が、国の制度変更等の影響で中止となったが、市町村合併後に計画的に廃止してきた浄水場跡地活用は、ファシリティマネジメントの観点からも重要な課題であり、財源の確保のためにも有効であることから、具体的な活用に向けて引き続き検討を進められたい。

## ≪病院事業会計≫

### (1) 経営成績

区 分	27 年度	26 年度	比較増△減
総収益	242 億 701 万円	231 億 3,190 万円	10 億 7,511 万円
総費用	239 億 691 万円	276 億 840 万円	△37 億 149 万円
純利益	3 億 10 万円	△44 億 7,650 万円	47 億 7,660 万円
医業収支比率	91.5%	91.7%	△0.2
経常収支比率	101.2%	100.1%	1.1

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

### (2) 審査意見

#### 【医業損益】

- 医業損失は、当年度は約 19 億円と約 1 億円拡大した。当年度は、職員一体となった取組みにより、入院・外来とも患者数が増加したことから、医業収益が前年度より 8 億 911 万円増加したが、医業費用も前年度より 9 億 3,009 万円増加したため、医業収支比率は前年度から 0.2 ポイント悪化して 91.5% となった。医業収支比率悪化の直接的な要因は、材料費が前年度比 7.1% と収益を上回る伸び率となったことがあげられ、治療効果の期待できる新薬の抗がん剤を積極的に使用することから薬品費が大幅に伸びた。
- 平成 26 年度以降、精神科病棟開設、職員増員、診療報酬が非課税という状況下での消費税率引上げなど、市民病院の経営に対する構造的な厳しさが増大していることから、医業収支比率の回復は簡単な課題ではない。

#### 【人員の状況】

- 職員数は、7 対 1 看護の維持等や医療技術員を増員したことなどにより、前年度比 36 人増の 1,091 人。
- 人員の増加は医業費用の増大にもつながることから、質の高い医療サービスの提供と健全経営とのバランスを取りながら計画的かつ慎重に対応する必要がある。

#### 【今後の課題】

- 前年度の決算意見書においては、医業収益向上のため、受入患者数の増加や病床利用率の上昇など具体的な改善策を明らかにし、その実現に向けての取組みを求めたところ、病院職員が一丸となって努力した結果、高度急性期医療を担う病院としての機能を発揮しつつ、医業収益の増加を図ったことは高く評価できる。しかし、医業収支比率はさらに悪化するなど、経営環境は一段と厳し

さを増している。

○平成 28 年度の診療報酬改定では、地域ケアシステム推進のための取組強化、医療従事者の負担軽減・人材確保などに対する加算の新設や要件の見直しなどが行われたが、7 対 1 入院基本料の適用要件が厳格化されるなど、超高齢化が進み、国際的にも悪化が指摘される国の財政状況下においては医療費の抑制が最大の課題とされ、病院経営にとっては今後とも厳しい診療報酬改定が続くことが想定される。なお、平成 28 年 6 月から総合的かつ専門的な急性期医療に対して適用される「総合入院体制加算 1」を取得したことは評価される。

○今後、厳しい状況が続く中であっても、時代の変化に柔軟に対応した病院経営に努め、市民への良質で高度な医療が提供されることを期待する。

#### 4. 平成 27 年度 基金運用状況審査

市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査します。

##### ■ 対象基金

- ・新潟市土地基金
- ・新潟市美術資料取得基金
- ・新潟市歴史資料及び文学資料取得基金

##### ■ 審査の主眼

- ① 基金運用状況報告について、その計数が正確であるか
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか

##### ■ 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

## 5. 平成27年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査

市長からの審査依頼に基づき、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているか審査します。

### ■ 審査の主眼

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等関係法令に基づき適正に算定されているか
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

### ■ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていた。

### ■ 総括意見の概要

実質公債費比率は、単年度比較では前年度に比べ0.8ポイント上回ったが、3か年平均では前年度と同率である。

将来負担比率は、前年度と比べ伸び率は鈍化したものの、3年連続で悪化した。また、政令市（20市）平均と比較しても悪化傾向にある。この主な要因は臨時財政対策債以外の地方債現在高が引き続き増加したことにある。臨時財政対策債を除いた市債残高を縮減するとして「新潟市財政予測計画」で示された財政目標を達成することが重要である。

### 《健全化判断比率》

区 分	市の健全化判断比率	早期健全化基準 <sup>※5</sup>
実質赤字比率 <sup>※1</sup>	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率 <sup>※2</sup>	— (—)	16.25%
実質公債費比率 <sup>※3</sup>	11.0% (11.0)	25%
将来負担比率 <sup>※4</sup>	138.9% (135.1)	400%

注：「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、黒字であるため、記載すべき比率が無いことを表している。( )内は前年度の比率である。



**【用語の解説】****※1 実質赤字比率**

一般会計等の実質赤字額の比率で、収入に対する赤字の割合を示す

**※2 連結実質赤字比率**

全会計の実質赤字額の比率で、収入に対する地方公共団体全体の赤字の割合を示す

**※3 実質公債費比率**

一般会計等が負担する元利償還金等の比率で、借入金の返済額などの大きさを示す

**※4 将来負担比率**

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、将来財政を圧迫する可能性を示す

**※5 早期健全化基準**

この基準を一つでも超えた場合、「財政健全化計画」を策定し(議会議決が必要)自主的な改善努力による財政健全化を行っていくことが必要となる基準

**《資金不足比率》**

特別会計の名称	資金不足比率※1	経営健全化基準※2
中央卸売市場事業会計	— (—)	20%
と畜場事業会計	— (—)	
下水道事業会計	— (—)	
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	

注：「—」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率が無いことを表している。( )内は前年度の比率である。

**【用語の解説】****※1 資金不足比率**

公営企業の資金不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率で、経営状況の健全度を示す

**※2 経営健全化基準**

この基準を超えた場合、超えた企業ごとに「経営健全化計画」を策定し(議会議決が必要)自主的な改善努力による経営健全化を行っていくことが必要となる基準

《参考 健全化判断比率の範囲》

新潟市の会計区分		各比率の対象範囲			
普通 会計	一般会計(公営事業分除く)	↑ ↓	↑	↑	↑
	土地取得事業会計				
	母子寡婦福祉資金貸付事業会計				
	公債管理事業会計				
公営 事業 会計	国民健康保険事業会計	↓	↓	↓	↑
	介護保険事業会計				
	後期高齢者医療事業会計				
	中央卸売市場事業会計				
	と畜場事業会計				
	下水道事業会計				
	水道事業会計				
	病院事業会計				
一部事務組合・広域連合					
地方公社・第三セクター等					

6. 例月の現金出納検査

■ 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）

毎月1回、会計管理者の所管に係る、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

■ 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）

毎月1回、下水道事業管理者（市長）、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

## 7. 包括外部監査

市長と契約した外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

### 《各年度の実施状況》

年度	外部監査人	包括外部監査の内容
28	弁護士	財務部債権管理課の事務の執行について (平成29年2月公表)
27	弁護士	市営住宅に関する財務事務の執行について (平成28年2月公表)
26	弁護士	生活保護に関する事務等の執行について (平成27年2月公表)
25	公認会計士	高齢者福祉に関する財務事務の執行について (平成26年2月公表)
24	公認会計士	消防事業に関する事務の執行について (平成25年2月公表)
23	公認会計士	情報システムに係る財務に関する事務の執行について (平成24年2月公表)
22	弁護士	新潟市の有する不動産に関する事務の執行について (平成23年3月公表)
21	弁護士	新潟市における人件費の支出及び人事管理に関する事務の執行 (平成22年3月公表)
20	弁護士	新潟市が市民から税や使用料等を徴収する際や市民への補助金やサービスの提供を行う際に基準となる市民の所得状況や資産保有状況に関する情報の収集・管理を適正に行っているか (平成21年3月公表)

## 8. 住民監査請求に基づく監査

新潟市に住所を有する方が、新潟市長等の市の執行機関や職員による財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度です。

### 《近年の住民監査請求》

年 度	件 名
平成 28 年度	復命がされていない 4 件の出張旅費の支出に関するもの
	一部事務組合から市長に支給された報酬に関するもの
	運転日誌が不作成である庁用車 9 台の使用に関するもの
	市長が市長専用車を使用したことに関するもの
平成 27 年度	市政記者会による記者室の使用許可に関するもの
平成 26 年度	4 校統合にかかる栄小学校校舎増築・改修工事の公金の支出に関するもの
平成 25 年度	市議会議員にかかる公金の支出に関するもの
	連接バス購入費用の支出差し止めに関するもの
平成 24 年度	補助金の支出に関するもの
	市庁舎の使用に関するもの

## 9. 請求等に基づく監査

住民監査請求に基づく監査のほか、住民、議会の請求、市長の要求に基づいて実施する監査として以下のものがあります。

監 査 内 容	根拠法令
住民の直接請求に基づく事務の執行に関する監査	地方自治法第 75 条 1 項
議会の請求に基づく事務に関する監査	// 第 98 条 2 項
市長の要求に基づく事務の執行に関する監査	// 第 199 条 6 項
// 財政援助団体等の監査	// 第 199 条 7 項
// 指定金融機関等の公金の収納・支払事務の監査	// 第 235 条の 2 第 2 項
// 職員の賠償責任に関する監査	// 第 243 条の 2 第 3 項

## 《参考》監査委員に関わる地方自治法その他の法令・例規（抜粋）

### ● 地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の法人格及び事務）～監査等に当たっての留意事項

#### 第2条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（監査の請求とその処置）～事務の執行にかかる監査の直接請求

**第75条** 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があったときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 監査委員は、第1項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。
- ④ 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

（役員の解職請求とその処置）～監査委員の解職請求

**第86条** 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求することができる。

（検閲・検査及び監査の請求）～議会の請求に基づく事務に関する監査

#### 第98条

- ② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第

199 条第 2 項後段の規定を準用する。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)～監査委員の必置、委員の選任条件

**第 180 条の 5** 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1～3 (略)

4 監査委員

- ⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。
- ⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役員若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることができない。
- ⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

(設置及び定数)～監査委員の設置と定数

**第 195 条** 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職禁止)～長による監査委員の選任・常勤監査委員の設置

**第 196 条** 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とするものとする。

- ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が 2 人以上である普通地方公共団体にあっては、少なくともその数から 1 を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。
- ③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- ④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。
- ⑤ 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委

員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員の任期)～識見委員及び議選委員の任期

**第197条** 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(罷免)～監査委員の罷免条件・手続き

**第197条の2** 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

② 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(監査委員の退職)～監査委員の退職の承認

**第198条** 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

(監査委員になることができない者)～監査委員の就任条件

**第198条の2** 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

② 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

(服務)～監査委員の服務規定

**第198条の3** 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

② 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(職務)～監査委員が実施する監査等

**第199条** 監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通公共団体の事務の執行について監査をすることができる。

③ 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又

は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

- ④ 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。
- ⑤ 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。
- ⑥ 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。
- ⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。
- ⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- ⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- ⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
- ⑪ 第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑫ 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律



に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

(監査執行上の除斥)～監査委員の利害関係による監査執行からの除斥

**第 199 条の 2** 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

(代表監査委員)～代表監査委員の選任と所管する職務

**第 199 条の 3** 監査委員は、その定数が 3 人以上の場合にあっては識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人を、2 人の場合にあっては識見を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

- ② 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第 242 条の 3 第 5 項に規定する訴訟に関する事務を処理する。
- ③ 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。
- ④ 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が 3 人以上の場合にあっては代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合にあっては他の監査委員がその職務を代理する。

(決算)～監査委員による決算審査の根拠規定

**第 233 条** 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- ④ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)～例月出納検査の根拠規定

**第 235 条の 2** 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

- ② 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務

について監査することができる。

- ③ 監査委員は、第 1 項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

(基金)～基金の運用状況審査の根拠規定

**第 241 条** 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- ⑤ 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出しなければならない。
- ⑥ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民監査請求)～住民監査請求の根拠規定

**第 242 条** 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- ② 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- ③ 第 1 項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- ④ 第 1 項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告する

とともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- ⑤ 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内にこれを行なわなければならない。
- ⑥ 監査委員は、第 4 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- ⑦ 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- ⑧ 第 3 項の規定による勧告並びに第 4 項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑨ 第 4 項の規定による監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(職員の賠償責任) ~長からの要求による職員の賠償責任にかかる監査実施の根拠規定

**第 243 条の 2** 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 1 支出負担行為
  - 2 第 232 条の 4 第 1 項の命令又は同条第 2 項の確認
  - 3 支出又は支払
  - 4 第 234 条の 2 第 1 項の監督又は検査
- ② 前項の場合において、その損害が 2 人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。
  - ③ 普通地方公共団体の長は、第 1 項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

- ⑧ 第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。
- ⑨ 第3項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

## ● 地方公営企業法（抜粋）

（経営の基本原則）～監査等に当たっての留意事項

**第3条** 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（公金の収納等の監査）～監査委員による指定金融機関等の公金出納にかかる監査の根拠規定

**第27条の2** 監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

- ② 監査委員は、前項の規定により監査をしたときは、監査の結果に関する報告を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に提出しなければならない。

（決算）～監査委員による決算審査の根拠規定

**第30条** 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書その他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- ② 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- ③ 監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。
- ④ 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。
- ⑤ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑥ 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。
- ⑦ 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決

算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(計理状況の報告)～例月出納検査の検査表の作成

**第31条** 管理者は、毎月末日をもつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月20日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

(職員の賠償責任)～長からの要求による企業職員の賠償責任にかかる監査実施の根拠規定

**第34条** 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第十項中「処分に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができ」とあるのは「再審査請求をすることができ」と、同条第12項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

## ● 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

(健全化判断比率の公表等)～健全化判断比率審査の根拠規定

**第3条** 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

② 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(国等の勧告等—早期健全化)～早期健全化団体に対する国等の勧告の監査委員への通知

**第7条** 総務大臣又は都道府県知事は、前条第1項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。

- ② 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。
- ③ 都道府県知事は、第1項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- ④ 財政健全化団体の長は、第1項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

(国の勧告等—財政の再生)～財政再施団体に対する国等の勧告の監査委員への通知

**第20条** 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- ② 財政再生団体の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政再生団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政再生団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

(資金不足比率の公表等)～資金不足比率審査の根拠規定

**第22条** 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

(地方自治法の監査の特例)～財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画作成の際の監査実施

**第26条** 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第199条第6項の監査の要求をしなければならない。この場合においては、同法第252条の41第1項中「第199条第6項」とあるのは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第26条第1項の規定に基づく第199条第6項」と、「監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体」とあるのは「同法の規定により財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体」と、「同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて」とあるのは「同項の要求と併せて、理由を付して」と、「求めることができる」とあるのは「求めなければならない」と読み替えて、同法第2編第13章の規定を適用する。

② 財政健全化団体、財政再生団体又は経営健全化団体（以下この項において「財政健全化団体等」という。）が包括外部監査対象団体である場合にあっては、当該財政健全化団体等の包括外部監査人は、地方自治法第252条の37第1項の規定による監査をするに当たっては、同条第2項の規定によるほか、当該財政健全化団体等の財務に関する事務の執行及び当該財政健全化団体等の経営に係る事業の管理が財政の早期健全化、財政の再生又は公営企業の経営の健全化を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。

## ● 新潟市監査委員条例（抜粋）

（この条例の趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法の規定に基づき、他の条例で定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員選任の監査委員及び常勤の監査委員）

**第2条** 議会の議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

② 識見を有する者の中から選任する監査委員のうち1人は、常勤とする。

（定期監査）

**第3条** 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査期日を定め、当該監査期日の10日前までに、その旨を市長及び監査の対象となる機関に通知しなければならない。

(随時監査)

**第4条** 監査委員は、法第199条第2項又は第5項の規定による監査を行うときは、当該監査期日の5日前までに、その旨を市長及び監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(請求等による監査)

**第5条** 監査委員は、法第75条第1項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の要求を受理したときは、速やかにその旨を市長並びに監査の対象となる機関又は監査の対象となるもの及びこれと関係のある機関に通知するとともに、監査に着手しなければならない。

(財政援助団体等及び指定金融機関等の監査)

**第6条** 監査委員は、法第199条第7項又は第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、当該監査期日の5日前までに、その旨を市長並びに監査の対象となるもの及びこれと関係のある機関に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(決算審査等)

**第7条** 法第233条第2項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第5条第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項に規定する決算審査、法第241条第5項の審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の審査は、市長からその審査を求められたときに行なう。

② 監査委員は、前項の規定による審査を終了したときは、その意見書を市長に提出しなければならない。

(出納検査)

**第8条** 法第235条の2第1項の規定による出納検査の例日は、毎月26日とする。ただし、当該日が休日にあたる時、又は特別の理由があるときは、これを変更することができる。

(告示又は公表の方法)

**第9条** 監査委員が行なう告示は新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)の規定による公告式により、及びその公表は新潟市公報発行規程(昭和35年新潟市訓令第7号)の規定による新潟市公報により行なう。

② 前項の告示又は公表のうち、特に必要なものについては、同項に規定するところによるほか、監査委員が適当と認める方法によりこれを行なう。



(事務局の設置)

**第10条** 監査委員に事務局を置く。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

## ● 新潟市監査委員監査基準（抜粋・H29.4.1 施行）

(目的)

**第1条** 新潟市監査委員監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公営法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第9号までの監査（以下「監査」という。）、同項第10号の検査（以下「検査」という。）及び同項第11号から第14号までの審査（以下「審査」という。）の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）並びに法第252条の30第1項に定める外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。

(規範性)

**第2条** 本基準は監査委員監査の基準であり、監査委員は、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施しなければならない。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

(監査等の目的)

**第3条** 監査等の目的は、次の各号を実施することにより、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

- 1 監査及検査については、本市の行財政陰影が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、法の規定にのっとり公表する。
- 2 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを

監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。

(監査等の種類)

**第4条** 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 財務監査（法第 199 条第 1 項）
  - 2 行政監査（法第 199 条第 2 項）
  - 3 住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条）
  - 4 議会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項）
  - 5 市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項）
  - 6 財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項）
  - 7 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項）
  - 8 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条）
  - 9 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）
  - 10 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）
  - 11 決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
  - 12 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
  - 13 健全化判断比率審査（健全化法第 3 条第 1 項）
  - 14 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項）
- ② 前項第 1 号に規定する財務監査は、定期監査（法第 199 条第 4 項）又は随時監査（法第 199 条第 5 項）として実施する。

(倫理規範)

**第5条** 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。

- ② 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施しなければならない。
- ③ 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ④ 監査委員は、第 3 条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めなければならない。

(指導的機能の発揮)

**第6条** 監査委員は、第 3 条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

(監査等の実施)

**第7条** 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。なお、その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断しなければならない。

(報告の徴取)

**第8条** 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

② 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

**第9条** 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、本市の文書保存期間に応じて適切に保存しなければならない。

(情報管理)

**第10条** 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

② 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱わなければならない。

(品質管理)

**第11条** 監査委員は、監査等が本基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質管理の方針と手続を定めなければならない。

② 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価しなければならない。

③ 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導しなければならない。

(合理的な基礎の形成)

**第12条** 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

**第13条** 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念や方針、リス

ク管理体制や内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定しなければならない。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直さなければならない。

- ② 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定しなければならない。
- ③ 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの重要度及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 1 実施予定の監査等の種類及び対象
  - 2 監査等の対象別実施予定時期
  - 3 監査等の実施体制
  - 4 その他必要と認める事項
- ④ 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を評価した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 1 監査等の種類
  - 2 監査等の対象
  - 3 監査等の着眼点
  - 4 監査等の主な実施手続
  - 5 監査等の実施場所及び日程
  - 6 監査等の担当者及び事務分担
  - 7 その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

**第14条** 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更しなければならない。

(監査等の手続)

**第15条** 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

- ② 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在

性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮しなければならない。

- ③ 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施しなければならない。
- ④ 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候もしくは不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(実施すべき監査等の手続の適用)

**第16条** 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。

(他者情報の利活用及び調整)

**第17条** 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めなければならない。

- ② 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定しなければならない。
- ③ 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。
- ④ 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(弁明、見解等の聴取)

**第18条** 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取しなければならない。

(報告及び意見の提出)

**第19条** 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出しなければならない。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

- ② 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。
- ③ 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。

（監査報告等の内容）

**第20条** 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 本基準に準拠している旨
  - 2 監査等の種類
  - 3 監査等の対象
  - 4 監査等の着眼点
  - 5 監査等の主な実施内容
  - 6 監査等の実施場所及び日程
  - 7 監査又は検査の結果及び意見
  - 8 その他必要と認める事項
- ② 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載しなければならない。

（監査委員の合議）

**第21条** 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によらなければならない。

- 1 第4条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果
- 2 第4条第1項第8号に定める監査及び勧告
- 3 第4条第1項第11号から第14号までに定める審査意見
- 4 包括外部監査人の監査結果に関する意見（法第252条の38第5項）
- 5 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の39第7項）
- 6 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の40第4項）
- 7 市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の41第4項）
- 8 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の42第4項）
- 9 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定

及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第 252 条の 43 第 3 項及び第 8 項）

10 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第 252 条の 43 第 5 項）

（監査報告等の公表）

**第 22 条** 監査委員は、監査報告等のうち、第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

（措置状況の報告等）

**第 23 条** 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、議会又は市長等に適時報告を求めなければならない。

② 監査委員は、第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号並びに外部監査人の監査の結果に基づく議会又は市長等からの措置状況の通知は、これを公表しなければならない。

③ 監査委員は、第 4 条第 1 項第 8 号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（実施細目）

**第 24 条** この基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。